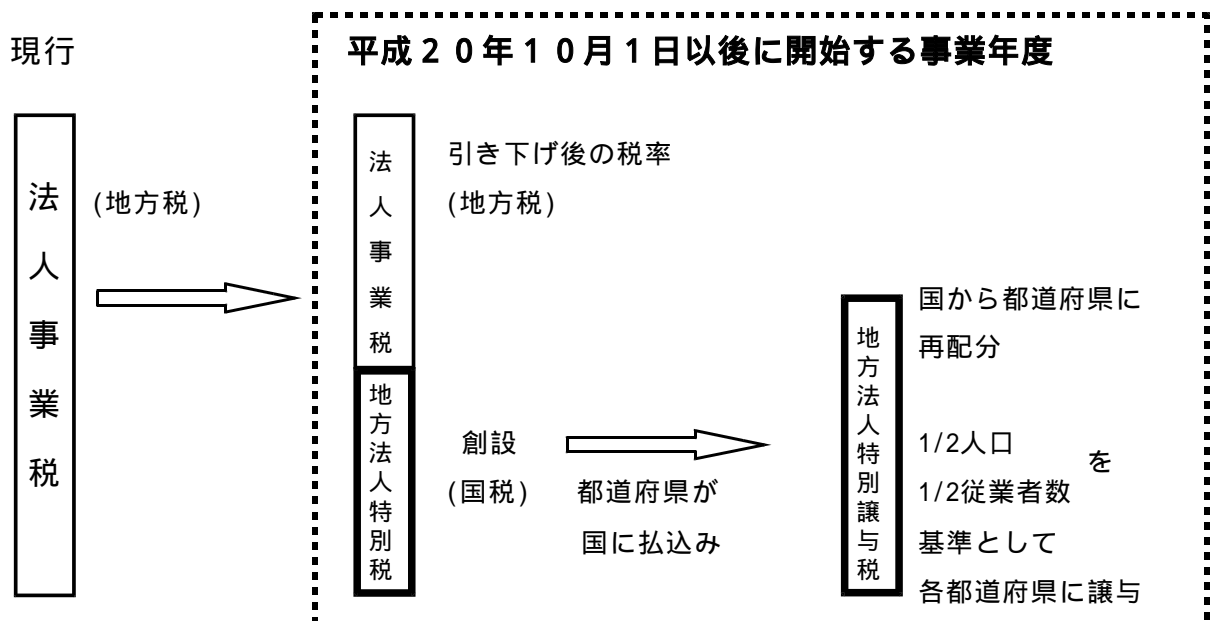


地方法人特別税の創設及び法人事業税の税率引き下げについて

平成20年度の税制改正により、地域間の税源偏在を是正するため、税制の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の税率を引き下げるとともに地方法人特別税（国税）が創設されました。

改正の概要とポイント

- 1 平成20年10月1日以後に開始する事業年度及び同日以後の解散（合併による解散を除く）による清算所得に係る申告から、法人事業税とあわせて地方法人特別税の申告が必要となります。
- 2 地方法人特別税の創設とあわせて法人事業税の税率が引き下げられます（この制度改正により、各法人の税負担が増えることはありません。）。
- 3 地方法人特別税は国税ですが、都道府県が賦課徴収を行います（地方法人特別税は、都道府県が国に払込み、国から人口及び従業者数に応じて各都道府県に地方法人特別譲与税として譲与されます。）。
- 4 平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、経過措置が設けられています。



平成20年10月1日以後に開始する事業年度及び同日以後の解散（合併による解散を除く）による清算所得に係る申告から、次のとおり、所得割・収入割の税率が引き下げられ（付加価値割、資本割の税率は変わりません）、あわせて、地方法人特別税の申告が必要となります。

法人事業税の税率の引き下げ

区 分	法人の種類	所得等の区分	税率（％）		
			改正前	改正後	
所得・清算所得を課税標準とするもの	普通法人	所得割	年400万円以下の所得	5.0	2.7
			年400万円を超え年800万円以下の所得	7.3	4.0
			年800万円を超える所得及び清算所得 軽減税率不適用法人	9.6	5.3
	特別法人	所得割	年400万円以下の所得	5.0	2.7
			年400万円を超える所得及び清算所得 軽減税率不適用法人	6.6	3.6
	収入金額を課税標準とするもの	電気・ガス供給業 保険業を行う法人	収入割	1.3	0.7
外形標準課税対象法人	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	所得割	年400万円以下の所得	3.8	1.5
			年400万円を超え年800万円以下の所得	5.5	2.2
			年800万円を超える所得及び清算所得 軽減税率不適用法人	7.2	2.9

地方法人特別税の税率

地方法人特別税は、基準法人所得割額・基準法人収入割額（法人事業税額のうち、標準税率により計算した所得割額・収入割額）を課税標準として、次の税率により課税されます。

法人の区分	課税標準	税率（％）
所得割額によって法人事業税を課税される法人（外形標準課税対象法人を除く）	基準法人所得割額	81
収入割額によって法人事業税を課税される法人	基準法人収入割額	81
所得割額によって法人事業税を課税される法人（外形標準課税対象法人）	基準法人所得割額	148

地方法人特別税導入後最初の予定申告

平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度については、前年度の地方法人特別税額がないため、経過措置が設けられています。

平成20年10月1日以後に開始する最初の事業年度

法人事業税	前事業年度の法人事業税額（ 割ごとの額 ）÷前事業年度の月数×3.3
地方法人特別税	前事業年度の 法人事業税額（各割の合計額） ÷前事業年度の月数×2.7
	外形標準課税対象法人の場合、所得割・付加価値割・資本割の合計額

次年度以降

法人事業税	前事業年度の法人事業税額（ 割ごとの額 ）÷前事業年度の月数×6
地方法人特別税	前事業年度の 地方法人特別税額 ÷前事業年度の月数×6